明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三二二）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（三二三）　三
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三二四）　三
〔府　令〕
○道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）　三
〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　一〇
〔省　令〕
○学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三九）　三
〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委四八）　一三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（総務三二五）　一六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三二六）　一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三二七）　一八
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分～平成三十年分）を公表する件（同三二八）　二四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成八年分・平成十年分・平成二十二年分・平成二十九年分～令和元年分）を公表する件（同三二九）　二七
○電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件の一部を改正する件（同三三〇）　三〇
○電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件（同三三一）　三〇
○工事担任者の養成課程の実施要目を定める件の一部を改正する件（同三三二）　三三
○工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件の一部を改正する件（同三三三）　三六
○工事担任者の学校等の認定の基準を定める件の一部を改正する件（同三三四）　四〇
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同三三五）　四一
〔公　告〕
諸事項
官庁
公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考関係　四四
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
独立行政法人国立科学博物館第十九期事業年度財務諸表関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一二月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（警察庁）

1　初心運転者標識の表示義務を免除される者に係る規定の整備

準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者が普通自動車を運転する場合における初心運転者標識の表示義務を免除される者を定めることとした。（第二六条の四関係）

2　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年一二月一日）から施行することとした。

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二四号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和三年一一月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。